

特定個人情報取扱特記事項

1 特記事項

(特定個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された特定個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(作業場所の特定)

第3 受託者は、特定個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(作業責任者等の報告)

第4 受託者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第5 受託者は、本委託業務に係る特定個人情報の保護について必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(特定個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第6 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う特定個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに特定個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(特定個人情報の目的外使用の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うため、特定個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された特定個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託)

第9 受託者は、本委託業務を第三者に委託する場合（以下「再委託」という。）は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う特定個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める特定個人情報の保護措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

2 受託者は、前項の規定により再委託を行った場合に、再委託の相手方が更に委託を行う場合（以下「再々委託」という。）には、業務の着手前に受託者の承諾を得るよう、再委託の相手方に対して義務付けなくてはならない。

3 受託者は、前項の承諾を行う場合には、再々委託について第1項各号に掲げる項目を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

4 前2項の規定は、再々委託の相手方が更に委託を行う場合以降も同様とする。

5 受託者は、再委託及びそれ以降の契約の内容にかかわらず、再委託の相手方及びそれ以降の事業者が受託した業務において、当該事業者の特定個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。

(取扱状況の報告)

第10 受託者は、委託者から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査又は調査)

第11 委託者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約

の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して、監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達成するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなくてはならない。

3 受託者は、再委託を行う場合に、再委託の相手方に対して、委託者が監査又は調査を行うことができることとしなければならない。

4 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約についても同様とする。

5 委託者は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、受託者以外の業務に携わる各事業者が必要な措置を講じているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受託者はこれに従わなくてはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

2 説明

(1) 特定個人情報の漏えいの禁止

委託契約によって知り得た特定個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。

(2) 特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

委託者から引き渡された特定個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理措置を義務づけるものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(3) 作業場所の特定

受託者の作業場所を特定することで、特定個人情報が不用意に拡散することを防ぐものである。また、受託者の作業環境を委託者が把握することにより、委託者が、適切な安全管理措置を指示できるようになる。

(4) 作業責任者等の報告

受託者の管理体制や責任者を明確にし、作業責任者及び作業従事者を委託者が把握することで、委託先従業員による特定個人情報の不適正使用を抑止するためのものである。

(5) 教育の実施

受託者に対し、特定個人情報の適切な取扱いのために必要な知識等を、作業責任者及び作業従事者に習得させるため、教育及び研修を行うよう求めるものである。

(6) 特定個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった特定個人情報の返還又は廃棄の義務を課したものである。

この場合の取り扱う特定個人情報には、委託者から渡されたもの、業務を行うため受託者が自ら収集したものがあ

(7) 特定個人情報の目的外使用の禁止

委託を受けた業務を行う際に、特定個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報の目的外使用、第三者への提供を禁止するものである。

この場合の取り扱う特定個人情報には、委託者から渡されたもの、業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

(8) 特定個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

委託者から引き渡された特定個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

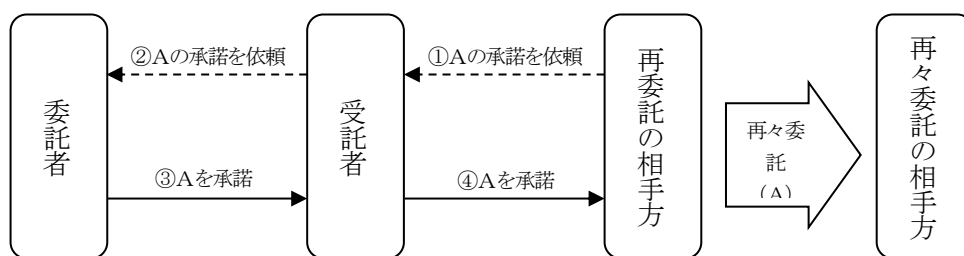
なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合には、委託者の承諾を得て行うものとする。

(9) 再委託

業務の一部を例外的に再委託する場合に、再委託の相手方において特定個人情報の適切な安全管理措置が講じられることを、委託者が確認した上で再委託の諾否を判断することとしている。これは、再委託の契約について委託者が監督できることとするためのものであり、再々委託以降の契約においても同様である。

また、再委託以降の契約について、受託者が包括的に責任を負うこととしている。

<例：再々委託（A）を行おうとする場合の事務>



(10) 取扱状況の報告

受託者に対し、特定個人情報の取扱いについて報告を求めることができるとし、特定個人情報の取扱いを委託者が任意に確認できることとしたものである。

(11) 監査又は調査

委託者が、受託者等の委託業務における特定個人情報の取扱状況を監査又は調査することができることとしたものである。委託基準本文に定める年1回以上の監査又は調査により、特定個人情報の適切な安全管理措置が講じられているかを検証するとともに、改善事項の早期発見により、特定個人情報の漏えい事故等を未然に防止する。

また、委託者が必要と判断した際に、受託者に情報提供を求めたり必要な指示ができるものとしたことにより、受託者の協力が得られないことによる監査・調査の遅延等を防止することができる。委託者が把握していない再委託等が行われていると疑われる場合や派遣労働者による情報の盗用が疑われる場合など、受託者以外の者への監査・調査についても、受託者に指示をすることで必要な情報収集等を行うことができる。

(12) 事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、直ちに報告し、委託者の指示に従う義務を課したものである。